

千代田町建設工事等の競争入札における一抜け方式取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千代田町が発注する建設工事の請負、調査、測量及び設計等の業務委託、製造の請負、物件の購入並びにその他の業務（以下「工事等」という。）の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）において、過大受注による工事等の品質の低下防止及び受注機会の均等による事業者の育成を目的に実施する一抜け方式に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「一抜け方式」とは、同一の日に開札する工事種別又は業種区分（以下「工事等種別」という。）が同一で、かつ、参加資格条件が同一又は同一格付等級の工事等が複数ある競争入札において、落札者を決定する工事等の順位（以下「落札決定順位」という。）をあらかじめ定め、かつ、落札決定順位が上位の工事等で落札者となった者の次案件以降の入札書が無効とみなすことにより、他の応札者から落札者を順次決定する入札方式をいう。

(適用対象工事等)

第3条 一抜け方式により競争入札を行う工事等（以下「適用対象工事等」という。）は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 同一の日に入札公告又は指名通知を行い、かつ、同一の日に開札を行う工事等
- (2) 工事等種別及び参加資格条件又は発注格付等級が同一である工事等

(適用の例外)

第4条 前条の規定にかかわらず、落札決定順位が下位の工事等において一抜け方式による競争入札を行うことで競争性が確保できないおそれがあるとき、又は町長が特に必要と認めるときは、一抜け方式によらない競争入札を行うことができる。

(一抜け方式の執行決定)

第5条 一抜け方式により競争入札を行うときは、あらかじめ千代田町建設工事入札審査会設置要綱（平成10年千代田町告示第4号）に規定する建設工事入札審査会の審査を経なければならない。

(留意事項)

第6条 一抜け方式の適用に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 適用対象工事等については、入札公告又は指名通知に一抜け方式であることを明記し、かつ、入札参加者に周知すること。
- (2) 落札決定順位は、予定価格が高いものから先に開札を行うこと。
- (3) 適用対象工事等における落札者の決定は、開札順に行うこと。
- (4) 落札決定順位に基づき落札者を決定することで有効応札者数が不在となる場合は、一抜け方式を適用せず当該案件の全応札者から落札者を決定すること。
- (5) 適用対象工事等で特定建設工事共同企業体又は特定業務共同企業体（以下「共同企業体」という。）が落札者等となった場合において、落札者等決定順位が下位の適用対象工事等に当該共同企業体及びその構成員が参加しているときは、当該落札者等のした入札を無効とみなすこと。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、一抜け方式に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年8月1日から施行する。